## 西海市排水設備工事の流れ

### ① 事前協議

・下水道設備への接続箇所及び分担金の確認 (西海町については旧町時に納付済みの場合あり)

### ② 計画確認申請 ※書類提出

- 1. 排水設備等新設等計画確認申請書兼工事完了届 (西海市下水道条例施行規則第8条 様式第5号)
- 2. 下水道事業受益者申告書 (西海市下水道事業分担金徴収条例施行規則第2条 様式第1号)
- 3. 排水設備工事着手届書(西海市排水設備指定工事店規則第13条 様式第8号)

### ③ 確認通知書の写し及び確認を受けた計画確認申請書の受取

- ・申請から2~3日後に下水道課の受付カウンターに用意
- ・確認通知書の原本は申請者に郵送

# ④ 工事着手

- ・責任技術者の管理のもとに工事施工
- ※工事完成が予定より遅れる場合は、完成予定日までに連絡

### ⑤ 工事完了届 ※書類提出(工事完成から7日以内)

- 1. 排水設備新設等計画確認申請書兼工事完了届 (精算金額・図面等の変更箇所を追記)
- 2. 完成写真(着工前後、下水道設備への接続箇所、埋戻し前の状況等の必要な写真)
- 3. 上下水道使用異動届(青紙)

### ⑥ 完成検査

- ・工事完了後直ちに検査(完了届提出から2週間以内)
- ・申請者と責任技術者が立ち会い

#### お願い

- 計画確認申請書の確認を受ける前の事前着手禁止
- ・申請者への分担金及び排水設備工事についての説明

西海市役所 下水道課 0959-37-0073

# 排水設備工事についてのお願い

- ① 計画確認申請書の指定工事店連絡先記入欄には、責任技術者の携帯番号も記入して下さい。
- ② 排水設備等計画確認通知書の写し及び確認を受けた計画確認申請書の受 取後に工事を開始して下さい。

(※確認通知書の原本は申請者に郵送します。)

- ③ 責任技術者の管理のもとに工事を行って下さい。
- ④ 着工前後、下水道設備への接続箇所、埋戻し前の状況等の必要な工事写真 を提出して下さい。
- ⑤ 工事完成が予定日より遅れる場合は、完成予定日までに連絡して下さい。
- ⑥ 工事完成後は7日以内に完了届を提出して下さい。
- ⑦ 検査は申請者と責任技術者が立ち会って下さい。

(完了届提出後2週間以内に検査を行います。)

西海市役所 下水道課 0959-37-0073